

令和2年6月4日

## 令和2年度地域振興研究助成事業実施要領

公益社団法人沖縄県地域振興協会  
会 長 富川 盛武

### 第1 目的

地域振興研究助成金交付要綱(平成29年4月1日改正)の規定に基づき、令和2年度地域振興研究助成事業の実施に必要な事項を定めるためにこの要領を制定する。

### 第2 事業の趣旨

地域振興研究助成事業は、沖縄県における地域の振興及び文化の高揚に寄与する調査研究を自主的に行おうとする法人及び団体等を支援するため、その研究企画を募集し、提案されたものの中から所定の審査を経て選定された研究に対し、その研究費の一部を助成するものである。

### 第3 助成の要件

#### 1 助成対象

県内に主たる事務所を有する法人または団体（以下、「研究機関という」）。

#### 2 研究課題

- (1) 総合的、学際的及び実践的な方法で行われる政策提案型研究とする。
- (2) 研究課題は、協会が設定する次の5つの研究分野に関する各基本テーマを対象とする。

#### 研究分野1：地域活性化・文化振興関係

基本テーマ ①新たな地域振興と広域連携のあり方

(例) モデル的取り組みの分析、地域運営組織の推進方法など

②地域の活性化を図る行事・伝統文化の活用と継承

(例) 祭りの効果検証、文化保全モデルなど

#### 研究分野2：産業振興・情報化推進関係

基本テーマ ①魅力ある地域雇用の創出を図る産業振興

(例) スモールビジネス（コミュニティビジネス）、スマート農林水産業、離島県における販路拡大、地産地消など

②地域振興に活かす情報化・イノベーション戦略

(例) IoT・AI活用、サテライトオフィスなど

### 研究分野3：環境保全・福祉関係

基本テーマ ①循環型・優しい社会の構築

(例) 景観保全、空き家対策、再生エネルギー、交通体系  
バリアフリー、日本版 BID など

### 研究分野4：教育・交流・人材育成関係

基本テーマ ①地域における教育基盤構築・人材育成のあり方

(例) 遠隔教育、特色ある教育システムなど

### 研究分野5：その他

基本テーマ ①上記の研究分野1～4を横断的、学際的に研究し、政策提案  
する研究

(3) 他の機関からの委託研究又は協会以外で費用調達が可能な研究は対象外とする。

## 3 研究期間

研究期間は、交付決定の日（令和2年7月下旬を予定）から6か月以内に研究が完了するものとする。

## 第4 助成件数及び助成額等

- 1 助成件数は1件とする。
- 2 助成率は助成対象経費の90%以内とし、助成額は50万円を限度とする。
- 3 助成対象とする経費は、研究の実施に必要な研究直接経費及び一般管理費とする。  
ただし、研究設備、備品等の購入費及び報告書印刷費を除く。
- 4 経費の内訳については次のとおりとする。

### (1) 研究直接経費

#### ア 研究人件費

外部の研究者を必要とする場合に計上できる。当該研究機関に属する者の人件費は計上できない。

#### イ その他の直接経費

##### (ア) 旅費

研究を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費

##### (イ) 謝金

研究を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に参加した外部専門家に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）

##### (ウ) 補助員賃金

研究を実施するために必要な補助員（アルバイト等）の賃金

##### (エ) 需用費

アンケート調査に必要な用紙代等の消耗品、印刷費、調査で使用するレンタカーのガソリン代等

(オ) 委託料

研究に必要な精密分析等を専門機関に依頼するための委託料等

(カ) 賃借料

研究に関連する会場借用料、レンタカー、機器の使用料等

(キ) 通信運搬費

アンケート調査の郵送料等

※ 運営費的な経費は一般管理費で措置しているため、研究直接経費には計上できない。(例：事務所賃借料、事務用パソコン賃借料、コピー賃借料、電話賃借料など)

(2) 一般管理費

経常的に要する運営費等（事務所賃借料、光熱水費、消耗品費など）

5 経費の算定方法については次のとおりとする。

ア 研究直接経費

- ・ 研究人件費は、研究直接経費総額の30%以内の額とする。
- ・ 旅費、謝金及び賃金の算定は、研究機関の規定による。ただし、研究機関の規定がない場合は、(別紙)に定める支払い基準を準用する。
- ・ 謝金については原則として研究直接経費総額の20%以内の額とする。
- ・ 委託料については原則として研究直接経費総額の50%以内の額とする。

イ 一般管理費

- ・ 研究直接経費の10%以内の額を乗じて算出する。

## 第5 研究助成の募集

各関係機関及び団体に通知するほか、当協会ホームページ等で周知し、助成を希望する研究機関を募集する。

## 第6 研究助成の申請

研究助成を申請する研究機関は、下記の書類を応募案内に定めた締切日までに当協会に提出するものとする。

- 1 「地域振興研究助成応募申込書」
- 2 「研究事業計画書」

## 第7 選考方法

- 1 選定の公平を期するため、協会内に審査委員会において、審査を行う。協会は審査結果を踏まえて、助成する研究と助成金額を決定する。
- 2 研究目的及び内容の公募趣旨との適合性、重要性、公共性、独創性、研究遂行能力等の要件を審査基準とする。
- 3 選定は、審査委員会において評価の高い申請を採択する。

## 第8 研究助成の内定通知

協会の審査を受け、助成の内定がなされときは、当該研究機関申請者に対し書面にてその旨を通知する。

## 第9 助成内定後の面談及び提出書類

研究助成内定後、申請者と面談を行い、下記の書類を提出させる。

- 1 法人の場合（大学法人、学校法人を除く。）  
法人の登記簿謄本及び印鑑証明書
- 2 任意団体の場合  
任意団体の代表者個人の印鑑証明書

## 第10 研究助成金交付の決定通知

助成対象に内定した研究機関より助成金の交付申請を受け、研究助成金の交付決定がなされたときは、当該研究機関申請者に対し書面にてその旨を通知する。

## 第11 助成金の交付

### 1 概算払い

研究開始から1ヵ月経過後に、申請により交付決定額の2分の1の概算払いを行う事が出来るものとし、その場合、交付前に協会担当者による実地調査を行う。

### 2 精算払い

研究終了後、最終報告書の提出を受けて、助成金の確定額を決定し、助成金の残額を交付する。

## 第12 精算時に提出を要する書類

費用項目	証拠書類等
(1) 研究直接経費 ア 研究人件費  イ その他の直接経費	研究員別作業記録  領収書（原本） ※ただし、研究機関より返却の申し出がある場合は協会においてコピーし、後日返却する。
(2) 一般管理費	不要

## 第13 中間報告書の提出又はワークショップの開催

- 1 中間報告書の提出期限は、令和2年11月末日までとする。

- 2 研究内容・進捗状況を報告するワークショップを開催することで、中間報告に替えることができる。
- 3 ワークショップは、協会と協議のうえ開催するものとし、会場確保と市町村職員への案内は協会が行う。

#### **第14 成果報告書の作成**

- 1 研究終了後に提出する成果報告書は、当協会指定の仕様により、A4版かつワープロ作成で50～100ページ程度を限度とし、部数は1部とする。
- 2 提出期限は令和3年2月末日とする。

#### **第15 研究助成成果報告書の活用について**

- 1 研究機関は、研究助成成果報告書について、当協会指定の仕様に基づき編集を行い、研究活動等に活用することができる。
- 2 協会は、研究助成成果報告書を買上げ、研究機関の承諾を得て市町村等関係機関に配布することができる。
- 3 研究助成成果報告書の買上げと配布は、研究事業終了後の翌年度(令和3年度)に行う。

#### **第16 その他**

その他、研究実施に必要なことは、協会及び研究機関が協議して定める。

※ この要領は、令和2年6月4日から実施する。

(別紙)

### 1. 旅費(国内)支払基準

(円)

旅行雑費			宿泊料(1夜につき)	
区分	バス利用等 (自家用車利用)	公用車利用等 (便乗等)	甲地方	乙地方
県内 50 km未満	400	支給なし	10,900	9,800
50 km以上	700	300		
県外	2,000			

※甲地方：東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市

※乙地方：甲地方以外の地域

### 2. 賃金支払基準(時間単価)

： 一律 時給 920円 とする。

### 3. 謝金支払基準

(円)

区 分				時給単価
県内	学校 公 官 署	大学 教員等	教授	5,500
			准教授	5,000
			その他(私学教諭等を含む)	4,000
	国 等	本省課長級以上	5,000	
		その他	4,000	
地方 公共 団体 等	市町村長	5,000		
	その他	4,000		
その他	医師、弁護士、公認会計士		5,500	
	その他		4,000	
県外	学校 公 官 署	大学 教員等	教授	11,000
			准教授	8,000
			その他(私学教諭等を含む)	6,000
	国 等	本省課長級以上	8,000	
		その他	5,000	
その他	医師、弁護士、公認会計士		11,000	
	その他		6,000	

※1日4時間までを基本とし、4時間を超えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。

※講演(講義)時間が1時間に満たない場合、30分以上は1時間とみなし支給すること。